

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 22 日

申請者 フリガナ  
氏名又は名称 カブシキガイシャ ヤマオカグミ  
株式会社 山岡組

住所 奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番27号

代表者氏名 ダイヒョウトリシマリヤク ヤマオカヒロト  
代表取締役 山岡宏都

電話番号 0745-73-2723

FAX番号 0745-31-1361

メールアドレス [kabu\\_yamaokagumi@trad.ocn.ne.jp](mailto:kabu_yamaokagumi@trad.ocn.ne.jp)

下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2
- ②~~指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第10~~
- ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11
- ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
6	桜井市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長	
7	五條市 水道事業管理者	

NO.	水道事業者名	チェック
8	御所市 水道事業管理者	
9	生駒市 水道事業管理者	
10	香芝市 上下水道事業の管理者 の権限を行う市長	
11	葛城市 上下水道事業管理者	
12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長	
13	平群町 水道事業管理者	✓
14	三郷町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
15	斑鳩町 水道事業管理者	
16	安堵町 水道事業管理者	
17	磯城郡 水道企業団企業長	
18	高取町 水道事業管理者	
19	明日香村 水道事業管理者	
20	上牧町 水道事業管理者	
21	王寺町 水道事業管理者	✓

NO.	水道事業者名	チェック
22	広陵町 上下水道事業管理者	
23	河合町 水道事業管理者	
24	吉野町 水道事業管理者	
25	大淀町 上下水道事業管理者	
26	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 6 年 7 月 22 日

届出者

氏名又は名称 株式会社 山岡組  
住 所 奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番27号  
代表者 氏名 代表取締役 山岡宏都

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	株式会社 山岡組		
住 所	奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番27号		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 山岡宏都		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
(2) 代表者の氏名  (4) 事業所の所在地 <del>及び事業者の住所</del>	山岡告章  奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番65号	山岡宏都  奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番27号	

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

## 誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 6 年 7 月 22 日

申請者

氏名又は名称 株式会社 山岡組

住 所 奈良県生駒郡三郷町立野北1丁目22番27号

代表者 氏名 代表取締役 山岡宏都

水道事業者 殿

（備考）この用紙の大きさは、A4列4番とすること。

# 履歴事項全部証明書

奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番27号  
株式会社山岡組

会社法人等番号	1500-01-007212	
商号	株式会社山岡組	
本店	奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番65号	平成11年 7月 1日住居表示実施
	奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番27号	令和 6年 3月 3日移転 令和 6年 3月 4日登記
公告をする方法	官報に掲載している	
会社成立の年月日	平成9年4月1日	
目的	1. 土木工事の設計、施工及び請負 2. 建築工事の設計、施工及び請負 3. 管工事の設計、施工及び請負 4. 補装工事の設計、施工及び請負 5. 解体工事の設計、施工及び請負 6. 土木構築物、建築物及び附属設備機器等の保守、点検、修理、管理等の役務提供 7. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処理及びリサイクル 8. 貨物自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業 9. 一般及び特定労働者派遣事業 10. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋及び管理 11. 建設資材の販売 12. 新車、中古車の販売及び買取 13. 上記各号に附帯する一切の業務 平成26年 8月 6日変更 平成26年 8月 7日登記	
発行可能株式総数	1600株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 800株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月 3日登記	

奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番27号  
株式会社山岡組

資本金の額	金4000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。	
役員に関する事項	取締役 <u>山岡告章</u>	令和1年9月30日重任 ----- 令和2年2月27日登記 ----- 令和5年10月18日辞任 ----- 令和5年12月18日登記
	取締役 <u>山岡孝男</u>	令和1年9月30日重任 ----- 令和2年2月27日登記
	取締役 <u>山岡玖江</u>	令和1年9月30日重任 ----- 令和2年2月27日登記
	取締役 <u>山岡宏都</u>	令和3年4月1日就任 ----- 令和4年5月2日登記
	取締役 <u>谷川仁</u>	令和4年4月1日就任 ----- 令和4年5月2日登記
	奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番65号 代表取締役 <u>山岡告章</u>	令和1年9月30日重任 ----- 令和2年2月27日登記 ----- 令和5年10月18日辞任 ----- 令和5年12月18日登記
	奈良県北葛城郡王寺町久度一丁目14番19-403号 代表取締役 <u>山岡宏都</u>	令和5年10月18日就任 ----- 令和5年12月18日登記
	会計参与 <u>税理士法人野口会計事務所</u> (書類等備置場所) 奈良市高天町21番地2	令和2年6月30日就任 ----- 令和2年10月7日登記 ----- 令和4年6月20日解任 ----- 令和4年7月11日登記

奈良県生駒郡三郷町立野北一丁目22番27号  
株式会社山岡組

	会計参与 丸橋 隆宏 (書類等備置場所) 大阪市中央区高津三丁目2番1号高津小島ビル4階	令和4年 6月20日就任 令和4年 7月11日登記
	監査役 山岡 千鶴子	令和1年 9月30日重任 令和2年 2月27日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	
支店	1 奈良県生駒郡平群町大字越木塚17番地の8	
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月13日登記
会計参与設置会社に関する事項	会計参与設置会社 令和2年 6月30日設定	令和2年10月7日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年5月13日登記
登記記録に関する事項	平成17年法務省令第19号附則第3条第2項の規定により 平成18年 4月26日移記	



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(奈良地方法務局管轄)

令和6年 7月 3日  
奈良地方法務局葛城支局  
登記官

畠 尚 江



## 株式会社山岡組現行定款

これは当会社の現行定款原本に相違ありません。

令和 6 年 7 月 22 日

株 式 会 社 山 岡 組

代表取締役 山岡宏都



# 定 款

## 第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社は、株式会社山岡組と称する。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木工事の設計、施工及び請負
2. 建築工事の設計、施工及び請負
3. 管工事の設計、施工及び請負
4. 舗装工事の設計、施工及び請負
5. 解体工事の設計、施工及び請負
6. 土木構築物、建築物及び附属設備機器等の保守、点検、修理、管理等の役務提供
7. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処理及びリサイクル
8. 貨物自動車運送事業及び貨物自動車利用運送事業
9. 一般及び特定労働者派遣事業
10. 不動産の売買、仲介、賃貸、斡旋及び管理
11. 建築資材の販売
12. 新車、中古車の販売及び買取
13. 上記各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を奈良県生駒郡三郷町に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当会社の公告は、官報に掲載してする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当会社の発行可能株式総数は、1600株とする。

(株券の不発行)

第 6 条 当会社の株式については、株券を発行する。

(株式の譲渡制限)

第 7 条 当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならぬ。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 8 条 株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し、共同して請求しなければならない。ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 9 条 当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

(手 数 料)

第 10 条 前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基 準 日)

第 11 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。ただし、当該基準日株主の権利を害しない場合には、当会社は、当該基準日後に、株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において権利行使することができる株主と定めることができる。  
2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。  
3 前項の場合には、その日を2週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届け出)

第12条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも、その事項につき、同様とする。

### 第3章 株 主 総 会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。
- 3 株主総会を招集するには、会日より1週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合には、会日の2週間前までに発するものとする。

(招集手続の省略)

第14条 株主総会は、その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは、会社法第298条第1項第3号又は第4号に掲げる事項を定めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(決 議)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を使用することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を使用することが

できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(株主総会の決議の省略)

- 第17条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があつたものとみなす。
- 2 前項の場合には、株主総会の決議があつたものとみなされた日から10年間、同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

(議決権の代理行使)

- 第18条 株主又はその法定代理人は、他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
- 2 株主は、前項の代理権を2名以上の者に行使させてはならない。

(株主総会議事録)

- 第19条 株主総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、株主総会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

## 第4章 取締役、代表取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第20条 当会社の取締役は3名以上とする。

(取締役の選任)

- 第21条 取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
- 2 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第22条 取締役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終

のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠又は増員で選任された取締役の任期は、前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 当会社は、取締役会の決議によって、取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は社長とする。
- 3 必要に応じて、取締役会の決議をもって、取締役の中から専務取締役及び常務取締役を選定することができる。

(業務執行)

第24条 社長は会社の業務を統轄し、専務取締役及び常務取締役は社長を補佐し、定められた事務を分掌処理し、日常業務の執行に当たる。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が社長の業務を代行する。

(取締役会の設置)

第25条 当会社に取締役会を置く。

(取締役会の招集権者及び議長)

第26条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(取締役会の招集通知)

第27条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。また、取締役全員の同意があるときは、招集の通知をしないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第29条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合

において、当該提案につき議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会議事録)

第30条 取締役会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、取締役会の日から10年間当会社の本店に備え置くものとする。

(取締役の報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受けれる財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもってこれを定める。

## 第5章 監 査 役

(監査役の設置)

第32条 当会社に監査役を置く。

(監査役の権限)

第33条 監査役は、会計に関する事項のみについて監査する権限を有し、業務について監査する権限を有しない。

(監査役の員数)

第34条 当会社の監査役は2名以内とする。

(監査役の選任)

第35条 監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第36条 監査役の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の残存期間とする。

(監査役の報酬等)

第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもってこれを定める。

第6章 会計参与

・(会計参与の設置)

第38条 当会社は、会計参与を置く。

・(会計参与の員数)

第39条 当会社の会計参与は、1名とする。

・(計算書類等の共同作成)

第40条 会計参与は、取締役と共同して、計算書類及びその附属明細書、臨時計算書類、その他必要に応じて連結計算書類（以下「計算書類等」という。）を作成する。また、会計参与は、法令の定めるところにより、会計参与報告を作成しなければならない。

・(会計参与の権限等)

第41条 会計参与は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、または取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることが出来る。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面。
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録を持って作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を表示したもの。
- 2 会計参与は、その職務を行うため必要があるときは、当会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、又は当会社若しくは当会社の子会社の業務及び財産の状況の調査をすることが出来る。
- 3 前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。
- 4 会計参与は、その職務を行うに当たっては、会社法第333条第3項第2号又は第3号に掲げる者を使用してはならない。

・(会計参与の選任及び解任)

第42号 会計参与を選任し、又は解任する株主総会の決議は、議決権を行使

することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

・ (会計参与の任期)

第43条 会計参与の任期は、選任後10年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された会計参与の任期は、退任した会計参与の任期の満了する時までとする。
- 3 増員により選任された会計参与の任期は、他の会計参与の任期の満了する時までとする。

・ (会計参与に対する取締役会の招集通知)

第44条 各事業年度に係る計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書臨時計算書類を承認する取締役会を開催する場合は、取締役会を招集する者は、その3日前までに会計参与に対して、その招集通知を発しなければならない。

・ (会計参与の報酬等)

第45条 会計参与の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

・ (計算書類の保存・開示)

第46条 会計参与は、法令に別段の定めがある場合を除き、各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告を定時株主総会の日の1週間前の日から5年間、臨時計算書類及び会計参与報告を臨時計算書類を作成した日から5年間、当該会計参与が定めた場所に備え置かなければならない。

- 2 当会社の株主及び債権者は、当会社の営業時間内（会計参与の業務時間外を除く。）は、いつでも、会計参与に対し、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第2条又は第4条に掲げる請求をするには、当該会計参与の定めた費用を支払わなければならない。
  - (1) 前項に掲げるものが書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧の請求
  - (2) 前号の書面の謄本又は抄本の交付の請求
  - (3) 前項に掲げるものが電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記載された事項を書面又は映像面に表示したものとの閲覧の請求
  - (3) 前号の電磁的記録に記載された事項を電磁的方法であつて会

計参与の定めたものにより提供することの請求またはその事項を記載した書面の交付の請求

- 3 株主又は債権者が前項の請求をするときは、当会社所定の書式による請求書及び株主又は債権者であることを証する書面を提出しなければならない。

## 第7章 計 算

(事業年度)

第47条 当会社の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第48条 当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剰余金の配当を行う。

(剰余金の配当等の除斥期間)

第49条 剰余金の配当及び前条の中間配当は、支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。





